

育成ステージ

(Practicability verification stage)

公募受付締切日

平成20年8月18日(月) 17:00

目次

1. 育成ステージの概要	
(1) 育成ステージの目的	B-4
(2) 応募の要件	B-4
(3) 申請者の要件	B-4
(4) 育成ステージのしくみ	B-5
(5) 事業全体の管理・運営	B-5
2. 研究開発費	
(1) 研究費の額（申請可能額）及び採択予定課題数	B-7
(2) 研究開発期間	B-7
(3) 研究開発費	B-7
(4) 研究開発費として支出できない経費	B-7
(5) 間接経費	B-8
(6) マッチングファンド形式における企業側の支出について	B-8
3. 申請に当たっての留意点	
(1) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置	B-9
(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の 実施状況報告書の提出について	B-10
(3) 研究活動の不正行為に対する措置	B-10
(4) 他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた 研究者に対する措置	B-11
(5) 不合理な重複及び過度の集中の排除	B-11
(6) 関係法令等に違反した場合の措置	B-12
(7) 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い	B-13
(8) 人権及び利益保護への配慮	B-13
(9) 政府研究開発データベースへの登録	B-13
(10) 応募情報及び個人情報の取扱い	B-13
4. 採択後のシーズ育成プロデューサー等の責務等	
(1) 研究開発の推進	B-15
(2) 研究開発費の経理管理	B-15
(3) 実施管理	B-15

(4) 評価	B-15
(5) 取得財産の帰属	B-16
(6) 知的財産権の帰属等	B-16
(7) 研究開発の成果等の報告及び発表	B-16
(8) 終了後の追跡調査	B-16
(9) その他	B-16
5. 選考及び採択	
(1) 採択予定課題数.....	B-17
(2) 審査の方法	B-17
(3) 審査の手順	B-17
(4) 審査の観点	B-18
(5) 審査結果の通知等	B-18
6. 申請書類の作成、提出等	
(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	B-20
(2) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録	B-20
(3) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の 操作方法に関する問い合わせ先	B-20
(4) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の使用に 当たっての留意事項	B-21
(5) システムを利用した応募の流れ	B-22
(6) 申請書類作成時の注意事項	B-23
(7) 郵送が必要な書類の提出	B-23
(8) 申請書類の提出期限	B-24
7. 事業の流れ	B-25
8. 応募・審査等スケジュール	B-26
9. 申請書類	
申請書類作成要領	B-28
課題申請書 (様式)	B-30

1. 育成ステージの概要

(1) 育成ステージの目的

産学共同シーズイノベーション化事業 育成ステージでは、産業界の視点で顕在化されたシーズの実用性を検証するために、産学共同で本格的な研究開発を行うことで、イノベーションの創出に資することを目的とします。

(2) 応募の要件

- ① 応募時点で産業界の視点により顕在化されたシーズ[※]（以下、「顕在化シーズ」という。）が存在し、かつその実施に関して顕在化シーズを所有する機関等による同意が得られていることが必要です。
- ② 顕在化シーズからイノベーション創出を目指した応用研究へ向けた具体的な計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていることが必要です。
- ③ 企業に所属するシーズ育成プロデューサーと大学等に所属する研究リーダーの連名での申請であることが必要です。
- ④ 応募にあたり、参画するすべての所属機関において事前に了解を得てください。また、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部署の了解も得てください。

※ シーズとは特許（出願中のものも含む）、ノウハウ等を言う。

(3) 申請者の要件

- ① シーズ育成プロデューサー：
 - ・ 自ら研究開発を行う能力があること、また研究開発を行っていて日本の法人格を有する民間企業に常勤していること。
（「民間企業」とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社を指します。）
 - ・ 申請者は、研究開発期間中、日本国内に居住し、研究開発全体のとりまとめに関し責任を持つこと。
 - ・ 複数の企業が共同して研究を実施する場合は、シーズ育成プロデューサーの所属する機関を代表として申請を行ってください。
 - ・ 同一のシーズ育成プロデューサーが複数（2件以上）の提案を申請することはできません。
- ② 研究リーダー：
 - ・ シーズの顕在化に係わった者であること（シーズが知的財産権の場合は、その発明者であること）。
 - ・ 研究開発期間中、国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。
 - ・ 同一の研究リーダーが複数（2件以上）の提案を申請することはできません。

(4) 育成ステージのしくみ

① 課題提案の準備

- ・ 顕在化シーズがあることが前提条件となります。
- ・ 顕在化シーズについて企業と大学等が本格的に対話し、その実用性をどのようにして検証するかについて計画していただきます。

② 選定後の育成ステージの実施

- ・ シーズ育成プロデューサーを中心とした共同研究チームを組織し、顕在化シーズの実用性を検証することを目的とした研究開発を行っていただきます。
- ・ JSTは共同研究チームに研究開発費の支出（マッチングファンド形式）、プログラムオフィサー（PO）、アドバイザーによる技術支援を行います。
- ・ 育成ステージ終了後には、顕在化シーズの実用性検証の結果（例：新コンセプトデバイス試作、医薬品候補物質の選定・有用性の確認等）が示され、イノベーション創出の鍵となるものの開発のための中核技術が構築されることを目指していただきます。

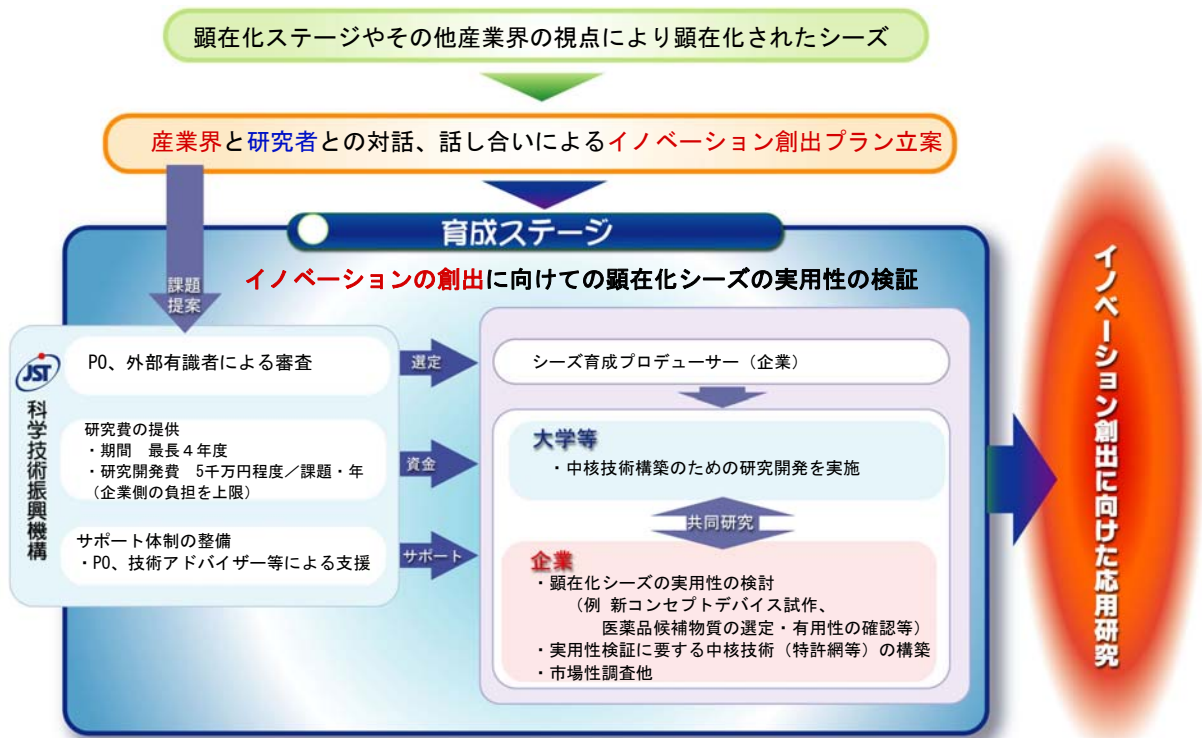


図1 育成ステージの仕組み

(5) 事業全体の管理・運営

- ① JSTは内部にプログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）を核とした支援組織を構築し、本事業の運営及び外部有識者が行う事前評価・事後評価ならびに事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支援を行います。

- ② J S Tは、共同研究チームに参画する機関間で共同研究契約が締結されることを前提に、大学等・企業と必要に応じて機関別に「委託契約」を締結します。
この委託契約書の雛形は本事業のホームページで公開いたします。
<http://www.jst.go.jp/innovate/>

※ 上記内容で委託契約を締結しますので、事前に内容確認・了解した上で
ご応募ください

- ③ J S Tは共同研究チームに対するマッチングファンド形式で研究開発費を支出します。同チームには研究開発実施計画に従って研究開発を実施していただきます。
- ④ 研究開発期間中に共同研究に参加する機関に変更がある場合は、シーズ育成プロデューサーからJ S Tへの諸手続を行っていただきます。
- ⑤ J S Tは、書類検査や必要に応じて現地調査を行い、進捗状況を把握します。
- ⑥ J S Tは、研究開発終了時には完了報告書の提出を求めます。なお委託契約にもとづく各種報告書は、年度末及び研究開発終了時に提出していただきます。
- ⑦ J S Tは研究開発終了後、事後評価及び追跡評価を行います。
- ⑧ J S Tは研究開発終了後、共同研究チームに企業化開発を進めていただくようお願いすることになりますが、その際にはJ S Tの技術移転の諸事業または J S T以外の制度を活用することが可能です。

2. 研究開発費

(1) 研究開発費の額（申請可能額）及び採択予定課題数

研究開発費： 5千万円程度※/ 年度（間接経費を含む）

※ 企業側の支出額を上限とし、JSTは研究開発費を支出します（マッチングファンド形式）。

ただし、中堅・中小企業者の場合は、企業側の支出額に対し、JSTは2倍までの額を支出します。

マッチングファンド形式については、本項「(6) マッチングファンド形式における企業側の支出について」をご参照ください。

採択予定課題数： 8 課題程度

(2) 研究開発期間

最長4年度

(3) 研究開発費

申請できる研究開発費は、研究開発の実施に直接必要となる直接経費及び間接経費の総額となります。申請時には直接経費を積算いただき、直接経費の30%を上限に間接経費を算出し、直接経費と間接経費の合計を申請額としてください。

申請に当たっては、研究開発の期間中における所要額を算出し計上していただきますが、実際に支出される研究開発費の額は、採択後申請書類に記載された実施計画等の審査の結果等に基づき協議の上調整させていただくことがありますので予めご了承ください。

ただし、委託研究受け入れ制度のない機関には、研究開発費を支出できません。

(4) 研究開発費として支出できない経費

- ① 研究開発の実施に関連のない経費
- ② 研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は支出することができません。
 - 1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
 - 2) 研究開発期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
 - 3) 研究開発の核心にあたる研究を第三者機関に再委託する経費（物性評価等、研究効率向上のための委託は除く。）
 - 4) リースの容易な設備等を購入するための経費
 - 5) 関連する学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費。ただし、関連する学会への参加費、旅費は支出することができます
 - 6) 研究開発に従事するポスドク及び大学等における研究補助員（学生アルバイト含む。）以外の人件費

ただし、企業の研究者の人件費（シーズ育成プロデューサーを除く。）については、従事率に応じて支出が可能です。

7) その他委託研究受け入れ側でも説明のできない経費

例) 研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品の購入のための経費

(5) 間接経費

間接経費とは、研究開発に関連した開発環境の改善や機能向上のための経費（Q & A C-6 参照）をいい、直接経費の 30%を上限とします。なお、企業に対する間接経費については採択後に開発実施企業から決算書類等に基づく算定根拠を提出いただき、JST と調整の上決定させていただきますので、予めご了承ください。

(6) マッチングファンド形式における企業側の支出について

研究開発を進めるにあたり、上記（3）において申請された研究開発費の同額以上の資金を企業側から支出していただくことが条件です。

中堅・中小企業者の場合は申請された研究開発費のうち直接経費分の 1/2 以上とします。

ただし、大学等へ支出する間接経費分はマッチングファンド形式による企業側の支出額の対象から除外します。

なお、企業側から支出できる資金は、支出が証明できる経費（材料費、制作費、人件費等）をいいます。

3. 申請に当たっての留意点

(1) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 研究費等の執行の停止などの措置

・研究費等の執行の停止、返還

不正使用等が認められた課題について、研究費等の執行を停止させ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※）の制限

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への申請及び参加を制限します。

また、国や独立行政法人を含む他の競争的資金制度担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（国や独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることになる可能性があります。）

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する本事業における申請及び参加の制限の期間は、研究費等の執行停止等を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降2年以上5年以内の間で不適正な経理処理等の内容等を勘案して相当と認められる期間とします。

(※)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

研究費等の他の用途への使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究事業等に関連する研究等の遂行で不必要な用途に使用した場合	2年
2 研究等に関連する研究等の遂行で研究事業等の目的と相違する用途に使用した場合	3年
3 研究等に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託契約締結予定日までに、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。（この場合、平成22年度以降も継続して事業を実施する場合、平成21年秋頃に再度報告書の提出が求められる予定（本年秋の報告書の提出は不要です。）ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご注意ください）

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm

ただし、平成19年10月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、契約前に新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム（e-Rad）における研究機関番号、既に提出していること及び提出日（郵送の場合は発送日）を申請書に記載してください。（この場合、①平成19年10月から平成20年3月31日までに報告書を提出した場合（平成21年度以降も事業を実施する場合には限ります。）は平成20年秋頃に、②平成20年4月1日以降に報告書を提出した場合（平成22年度以降も事業を実施する場合には限ります。）は平成21年秋頃に、それぞれ再度の報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご注意ください。）

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(3) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下の通りとします。

(i) 契約の解除・変更、研究費の返還

不正行為が認められた課題について、契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性に考慮しつつ、研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本事業への申請及び参加を制限します。

措置の対象者	申請及び参加が制限される期間 (不正が認定された年度の翌年から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

なお、本事業において研究活動の不正行為等を行った場合、国や独立行政法人を含む他の競争的資金制度担当に当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、国や独立行政法人を含む他の競争的資金制度担当は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

(4) 他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人の他の競争的資金制度(※)、競争的資金制度以外のJSTの所掌する研究事業のいずれかにおいて、研究費の不正な使用等当該制度の趣旨に反する不正行為が行われた場合についても、同様に本事業への申請及び参加が制限されますのでご注意ください。

「他の競争的資金制度」について、平成20年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成19年度以前に終了した制度においても対象となる場合があります。また、申請等資格制限の取扱及び対象制度が変更になった場合は適宜、文部科学省及びJSTのホームページ等でお知らせいたします。

(※) 現在、具体的に対象となる制度につきましては、下記のページをご覧ください。なお、下記ページ、URLは適宜変更になることがあります。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

(5) 不合理な重複及び過度の集中の排除

申請者が、同一の課題名又は内容で、既にJST内の他事業又は官公庁等の研究費助成制度による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合は、本事業の審査の対象から除外され、採択の決定もしくは委託契約が取り消されます。

また、他の制度への申請段階（採択が決定していない段階）での本事業への申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

申請者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮

することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には申請書の「他の制度への申請、実施等」（様式5-1）に正確に記入してください。不実記載の場合は、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

なお、本事業への申請内容のうち、上記のような不合理な重複又は過度の集中の排除のための調査に必要な範囲において他の競争的資金の担当者（独立行政法人を含む。）に情報提供を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、他の競争的資金制度等（独立行政法人の制度を含む。）において上記と同趣旨の重複申請等に係る調査が行われる場合、必要に応じて、申請内容のうち必要な範囲において当該制度の担当者に情報提供を行うこともありますので、こちらもあらかじめご了承ください。

【「不合理な重複」及び「過度の集中」について】

(ア) 「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準ずる場合

(イ) 「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

（「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日、平成18年11月14日改正）（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）より）

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、研究費の交付をしないことや、研究費の交付を取り消すことがあります。

(7) 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発（注）の有無を確認して下さい。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了して下さい。

（注）詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/law_series/law_index.html

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

(8) 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う申請の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

(9) 政府研究開発データベース（※）への登録

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

（※）政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議では、各種情報（研究者、研究テーマ、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(10) 応募情報及び個人情報の取扱い

① 応募情報の管理について

申請書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査にはJST内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名など各制度の公募要領で、公表することを明記されている情報、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜JSTのホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

② 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・ J S T が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

4. 採択後のシーズ育成プロデューサー等の責務等

提案課題が採択されたシーズ育成プロデューサー等は、研究開発の実施及び支出される研究開発費の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 研究開発の推進

シーズ育成プロデューサーは、研究開発遂行上のマネジメント、研究開発の成果の公表等、研究開発の推進全般についての責任を持つ必要があります。

特に、計画書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、シーズ育成プロデューサーが行ってください。

(2) 研究開発費の経理管理

JSTと委託契約を締結した機関は、研究開発費の経理管理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。なお、本研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

なお、委託契約を締結した企業は、研究開発期間中に支出した金額、その内容を「研究開発費（JST支出分）」と「自己資金分（マッチングファンド形式による支出分）」に区別して管理してください。

また、委託契約を締結していない企業についてもマッチングファンド形式にともなう支出分について管理が必要となります。

(3) 実施管理

JSTは、研究開発期間中、プログラムオフィサー（PO）等による実施管理を行い、進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を実施するとともに、目的が達成されるよう、シーズ育成プロデューサー及び共同研究チームに対し、研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。シーズ育成プロデューサーは、進捗状況等についての報告を行います。JSTと委託契約を締結した機関は、支出を受けた研究開発費についての報告を定期的又は随時提出する必要があります。

(4) 評価

研究開発期間終了後、プログラムオフィサー（PO）等による事後評価を実施します。評価者は、シーズ育成プロデューサーに対し完了報告書の提出及び必要に応じて行われる面接審査への出席を求めます。事後評価では、計画書等の内容及び条件に従って確実に研究が遂行されたかについての評価を行います。

なお、評価者には、評価の過程で取得した情報について、秘密保持を遵守することが義務づけられています。

(5) 取得財産の帰属

J S Tが支出する研究開発費により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させることが可能です。

なお、J S Tが支出する研究開発費により企業が取得した設備等の財産の所有権は、J S Tに帰属します。(企業には帰属しません。)

当該設備等は、研究開発期間中はJ S Tから企業に対して無償で貸与し、研究開発終了後は固定資産税相当額で有償貸与となります。また、有償貸与期間後は企業が設備等をその時点での簿価で買い取っていただくことになります。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります(研究開発以外の業務に使用することはできません。)

(6) 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)については、産業技術力強化法第19条の条文(日本版バイドール条項)を適用し、同法第19条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)の下で、原則発明者の持分に依りて当該発明者が所属する機関に帰属します。ただし、委託機関以外の者が発明等に寄与した場合にも共同研究に参加している機関であれば、当該機関に帰属させることが可能です。ただし当該機関にも同法第19条が適用されることが前提です。

(7) 研究開発の成果等の報告及び発表

研究開発により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究開発終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前にJ S Tに通知するとともに、本事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料についてはJ S Tに提出してください。

(8) 終了後の追跡調査

研究開発終了後1年目及び3年目に、J S Tが実施する追跡調査(フォローアップ)にご協力いただきます。その他必要に応じて、実用化進捗状況の調査にご協力いただきます。

※育成ステージ終了後に、シーズ育成プロデューサーの連絡先等に変更があればご連絡ください。

(9) その他

今回の公募に対する研究開発費の支出は、平成20年度予算成立後となります。また、研究開発費は研究の進捗に応じて支出します。

5. 選考及び採択

(1) 採択予定課題数

8 課題程度

(2) 審査の方法

申請内容等の審査は、プログラムオフィサー（PO）及びアドバイザー（外部有識者）による評価（書類審査及び面接審査）が実施されます。

申請者から提出された申請書類等の内容について、プログラムオフィサー（PO）がアドバイザーの協力を得て事前評価（書類審査及び面接審査）を行い、本項「(4) 審査の観点」にもとづき採択候補課題を選考します。

審査は非公開で行われますが、申請課題との利害関係者は、当該課題の審査から排除されることになっています。

また、審査に携わる評価者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。

なお、審査の経過は通知いたしませんし、お問い合わせにも応じられません。また、提出された申請書類等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(3) 審査の手順

審査は、次の手順により実施されます。

① 形式審査

提出された申請書類について、応募の要件（申請者の要件、申請金額、申請必要書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限、重複申請の制限等）を満たしているかについて審査します。

応募要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類審査

プログラムオフィサー（PO）がアドバイザーの協力を得て書類審査を実施します。

③ 面接審査

書類審査を通過した課題は、プログラムオフィサー（PO）がアドバイザーの協力を得て面接審査を実施します。

なお、面接審査に出席しなかった場合には、辞退とみなされます。

④ 最終審査

書類審査、面接審査の評価を踏まえ、プログラムオフィサー（PO）が取りまとめを行い、採択候補課題を選考します。この選考結果を基にJSTが採択課題を選定します。

(4) 審査の観点

審査（形式審査を除く。）は、以下の観点にもとづき総合的に実施します。

- ①「課題の独創性」
技術内容が革新的であり、優位性をもち、かつ実現可能であること。
- ②「目標設定の妥当性」
イノベーション創出の鍵となるものが示され、その実用化に向けた目標が数値等の定量的な指標及び試作品等の具体的なかたちで示されていること。
- ③「産学共同での研究体制の妥当性」
シーズ育成プロデューサーを中心とした産学共同での研究体制が組織され、また産学の役割分担が明確になっていること。
- ④「提案内容の実行性」
目標達成のために克服すべき問題点・課題が抽出され解決に向けた計画が立案できており、研究者等の配置が適切に行われていること、また提案する期間内において実行可能な計画となっていること。
- ⑤「イノベーション創出の可能性」
我が国の産業の国際競争力を高める可能性、研究開発成果がイノベーションにつながる可能性、または社会ニーズに応えるような可能性があること。

(5) 審査結果の通知等

- ① 書類審査を通過し面接審査に進む課題の申請者（シーズ育成プロデューサー）に対して、面接審査の開催要領・日程等をお知らせいたします。
- ② 最終的に、書類審査及び面接審査を受けた申請者（シーズ育成プロデューサー）に、採択・不採択の通知をいたします。
- ③ 採択課題については、課題名、シーズ育成プロデューサーの所属機関名、大学等の研究リーダーの所属機関名をホームページ等で公表します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。
※応募情報の管理についてはB-13「3. 申請に当たっての留意点（10）応募情報及び個人情報の取扱い」を参照してください。
- ④ 審査の透明性及び公正性を高めるため、採択課題選定後に評価者をホームページ等で公表します。

※最終的には別途、実施計画等の見直し、研究開発費額の調整等を経て委託契約を締結します。

※本事業の契約に当たり、各機関では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。

詳細は下記URLをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm

6. 申請書類の作成、提出等

以下の府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録、申請書類の提出（郵送による提出含む）は、必ずシーズ育成プロデューサーが行ってください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録してから、本事業への電子申請が可能となります。申請書類の提出は、本システム（一部の書類は郵送）を利用して行っていただきます。

※本システムの登録（申請者及び所属研究機関の登録が必要）から、ID、パスワード取得には時間を要しますので、本事業に応募される方は、早めに（公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨）本システムへ登録して下さい。

※本事業への電子申請に際しては、事前登録した所属研究機関の承認が必要となりますのでご留意下さい。

（1）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

（2）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

申請を希望するシーズ育成プロデューサーの所属研究機関は、本システムへの事前登録が必要になります（過去既にご登録されている場合は再登録の必要はありません）。

下記アドレスの府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にアクセスし、「所属研究機関向けページ」をご参照の上、所属研究機関（シーズ育成プロデューサー所属機関）の登録、及び所属研究者（シーズ育成プロデューサー）の登録を行い、ID、パスワードの発行を必ず受けて下さい。

<http://www.e-rad.go.jp/>

（3）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせは（独）科学技術振興機構の担当部署にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

本事業ホームページ及び府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○本事業ホームページ：<http://www.jst.go.jp/innovate/>

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先)

本事業に関する問い合わせ及び申請書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	(独)科学技術振興機構 産学連携事業本部 技術展開部 イノベーション創出課	03-5214-7995 (TEL) 03-5214-8496 (FAX)
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 午前9:30～午後5:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(4) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の使用に当たっての留意事項

①府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00～翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00～翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③所属研究機関の登録

シーズ育成プロデューサーが所属する機関は、応募時までに登録されていることが必要となります。

機関で1名、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された機関を所属研究機関と称します。

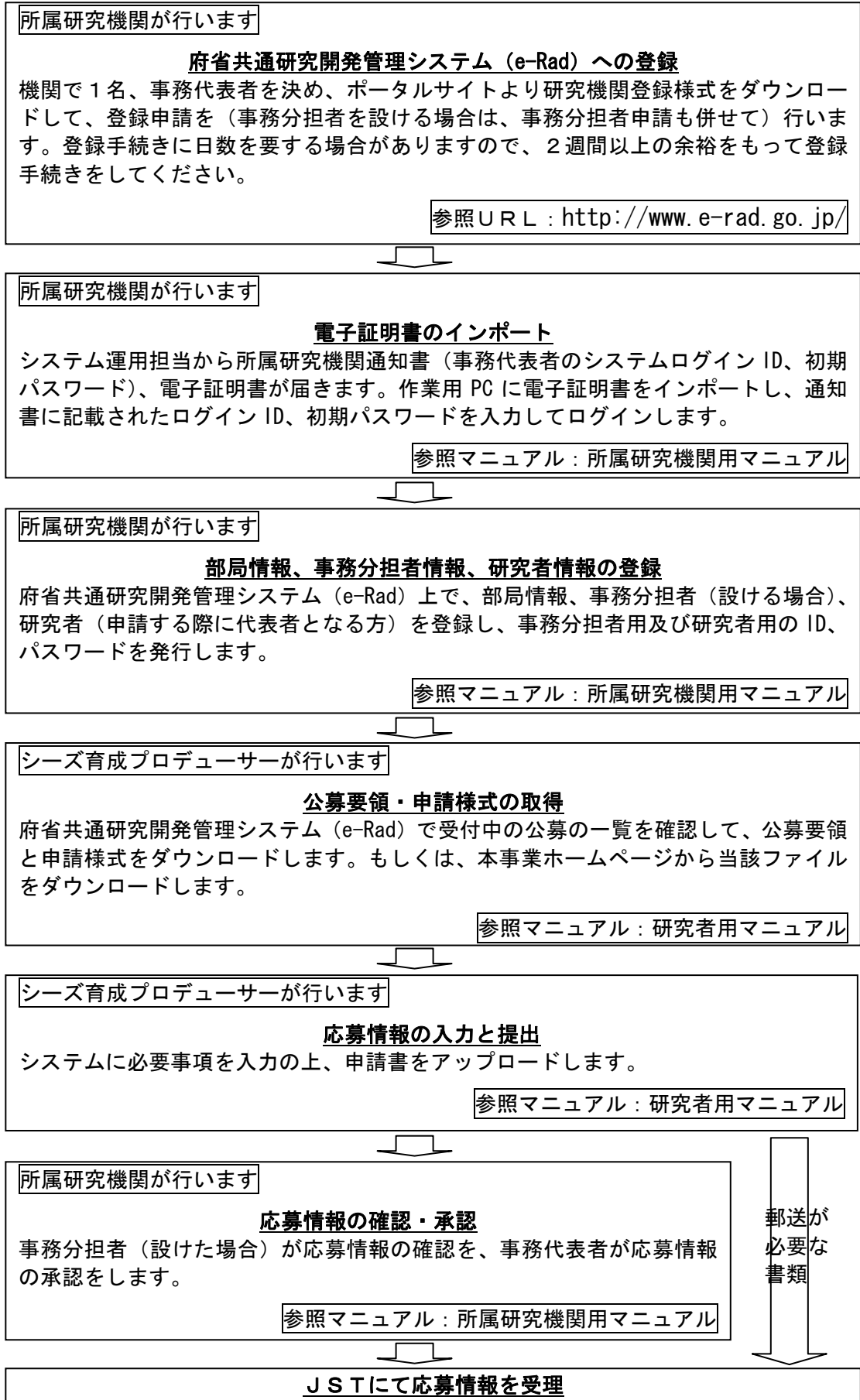
④研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者(シーズ育成プロデューサー)を研究者と称します。所属研究機関はシーズ育成プロデューサーの研究者情報を登録し、ログインID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

⑤個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

(5) システムを利用した応募の流れ



(6) 申請書類作成時の注意事項

- ・システムを利用の上、提出してください。
システムの操作マニュアルは、ポータルサイトよりダウンロードできます。
- ・本事業の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ・申請書類（アップロードファイル）は「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「PDF」のバージョンについては、操作マニュアルを参照してください。
- ・申請書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。
- ・アップロードできるファイルの最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルは(独)科学技術振興機構の担当部署へ問い合わせてください。
- ・申請書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。
- ・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請書類は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。
- ・申請書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

(7) 郵送が必要な書類の提出

- 1) 様式1類（捺印済み）、特許明細書（出願中のもの含む）3部
- 2) 参考文献3部、比較文献3部
- 3) 企業パンフレット3部
- 4) 決算報告書（直近3期）または有価証券報告書（直近3期）2部

簡易書留、配達記録等または宅配便によるご提出が必要になります（着払い不可）。その際には申請者（シーズ育成プロデューサー）、その所属企業名、部署名、課題名を明記した送付状を添付してください。送付先及びこの公募に関する問い合わせ先は以下の通りです。

【郵送が必要な書類の送付先及び本公募に関する問い合わせ先】

〒102-8666

東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

独立行政法人科学技術振興機構

産学連携事業本部 技術展開部 イノベーション創出課

電話 03-5214-7995 F A X 03-5214-8496

E-mail innovate@jst.go.jp

問い合わせ受付時間：月～金（祝祭日を除く。）10:00-17:00

この公募要領については、上記問い合わせ先にご請求頂ければ郵送致します。また、

以下のホームページからも入手（ダウンロード）することができます。

<http://www.jst.go.jp/innovate/>

(8) 申請書類の提出期限

申請書の提出は、以下の提出期限までに行ってください。

提出期限：平成20年8月18日（月）17時

※上記締切の少なくとも2週間以上前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録（申請者及び所属研究機関の登録が必要）をお済ませ下さい。

※郵送が必要な申請書類の提出期限は、上記の提出期限に対応し、以下とします。

提出期限：平成20年8月18日（月）（消印有効）

当該申請書類の提出は、「郵送又は宅配便（含バイク便）」に限ります（着払い不可）。なお、申請書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。「持参」、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けませんので注意してください。

※提出期間中に発送されなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。

また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（申請書類のフォーマットは変更しないでください。）

提出期限終了後の申請書類の差し替えは固くお断りいたします。

7. 事業の流れ

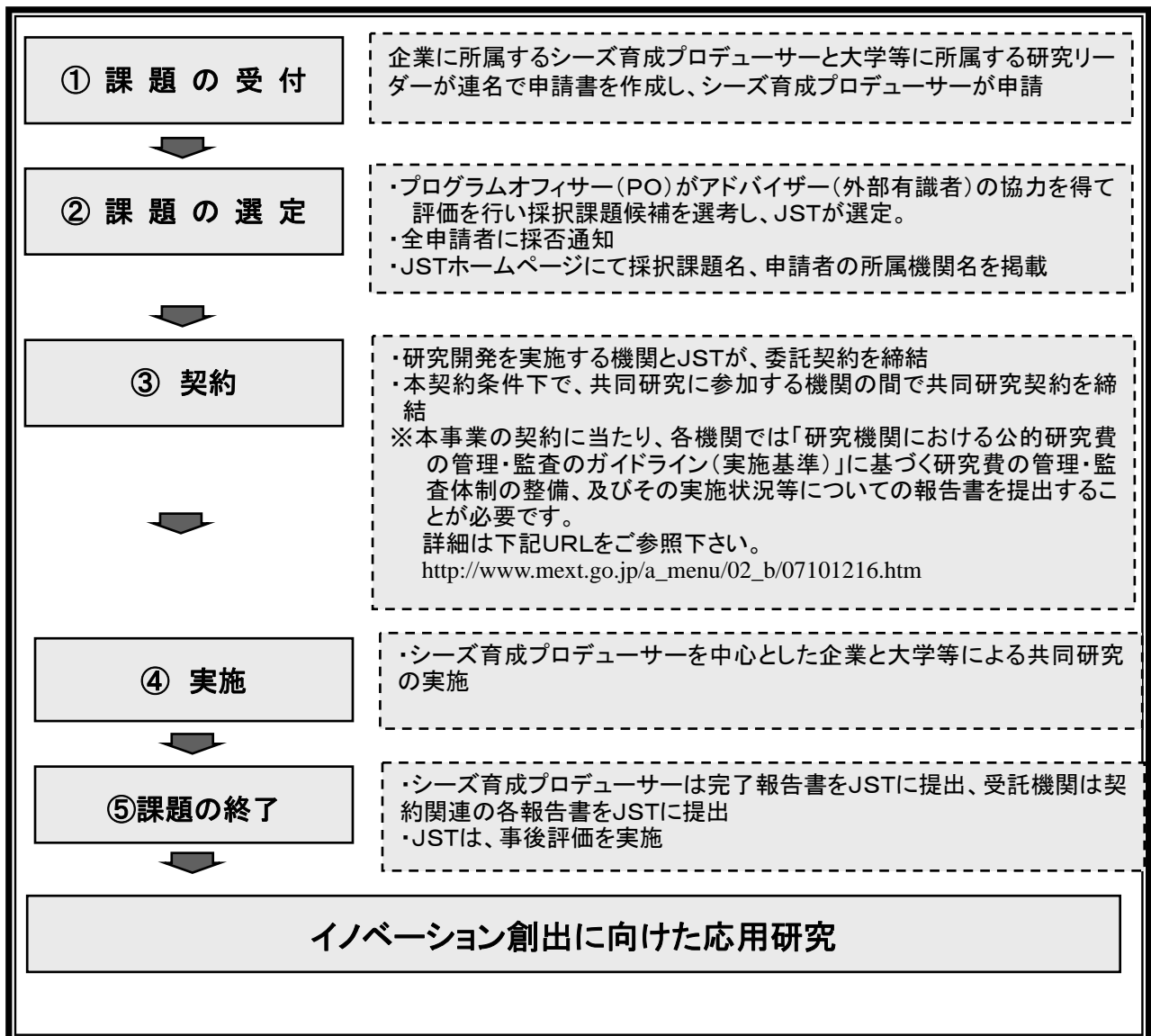


図 2 事業の流れ

8. 応募・審査等スケジュール (予定)

府省共通研究開発管理システム
(e-Rad)
システムへの
登録

平成20年6月2日～平成20年8月4日 (※)

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) にアクセスし、「所属機関向けページ」をご参照の上、所蔵研究機関 (シーズ育成プロデューサー所属機関) の登録、及び所属研究者 (シーズ育成プロデューサー) の登録を行ってください。

※ 本システムの登録 (申請者及び所属研究機関の登録が必要) から、ID、パスワード取得には時間を要しますので、本事業に応募される方は、早めに (公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨) 本システムへ登録して下さい。

府省共通研究開発管理システム (e-Rad)

<http://www.e-rad.go.jp>

申請書の受付

平成20年6月2日～平成20年8月18日 17:00

所定様式を使って申請書を作成の上、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) からご提出していただきます。(一部の書類は要郵送、詳細は「9. 申請書類」参照)

書類審査

平成20年8月下旬～10月上旬

申請書の内容について書類審査を行います。書類審査通過課題に対してのみ、面接審査のご案内をさせていただきます。なお、面接審査日については8月下旬までにはホームページでお知らせします。

面接審査

平成20年10月下旬

書類審査を通過した課題申請者から、申請内容についてプレゼンテーションを行っていただきます。

採択・
契約調整

平成20年11月下旬

面接審査の結果に基づき、新規採択課題の決定をいたします。また、書類審査、面接審査を受けたすべての申請者（シーズ育成プロデューサー）に採択、不採択の通知をいたします。

■ 採択者との間で契約の調整をはじめるとともに、今後研究開発を進める上で必要となる事務処理等についての説明会を行います。



※ 本事業の契約にあたり、各機関では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。

詳細は下記URLをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm

研究開発開始

平成20年12月以降

契約締結後、研究開発を開始していただきます。

9. 申請書類

申請書類作成要領

- * 提出された申請書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等については「3. (7) 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。
- * 申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 応募に必要な書類

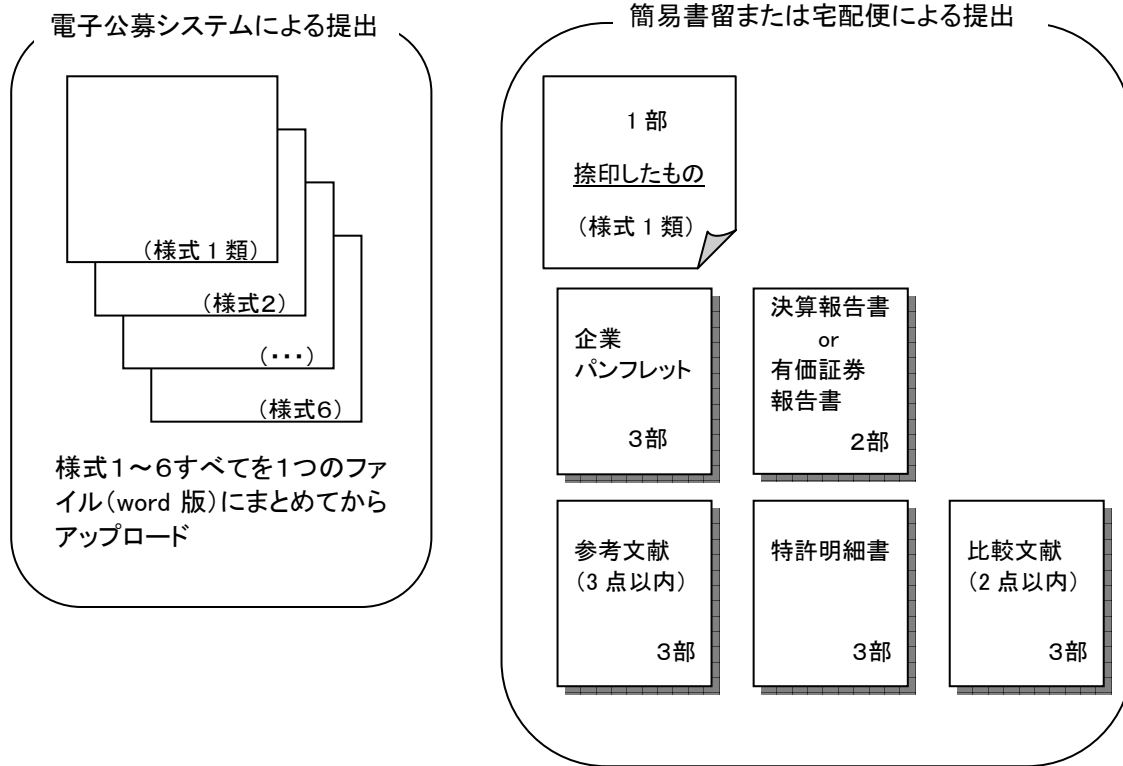
		電子申請	郵送 ※着払い不可
①様式1類	育成ステージ課題申請書	1部	1部
②様式2	育成ステージ課題の概要		-
③様式3	研究開発実施計画書		-
④様式4類	顕在化シーズリスト 等		-
⑤様式5類	他の制度への申請、実施等		-
⑥様式6	企業概要		-
	特許明細書 ※1	-	3部
	参考文献(3点以内)	-	3部
	比較文献(2点以内)	-	3部
	企業パンフレット	-	3部
	決算報告書(直近3期) or 有価証券報告書(直近3期)	-	2部

※1) シーズが特許(出願中のものを含む)の場合必ず添付してください。

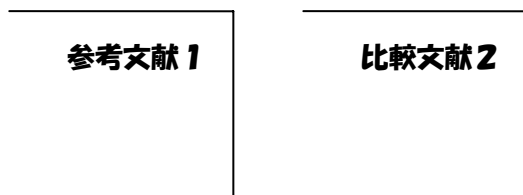
(2) 提出に当たっての注意事項

- ① 課題申請書作成にあたっては、様式を参考に簡潔かつ要領良く作成してください。また、パソコンで作成してください。
- ② 申請にあたっては、必ず大学等及び企業の機関としての事前了解を得ておいてください。なお、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部門の了解も得ておいてください。また、研究リーダーの所属する機関については、申請書に当該部門の代表者の押印が必要です。
- ③ シーズ育成プロデューサーの所属する機関を代表として申請を行ってください。
- ④ 様式1～様式6の課題申請書には下中央に通し頁(ー1ー)を付けてください。
- ⑤ 平成20年8月18日(月)締切ですので、余裕をもって申請してください。様式1等、郵送して頂く書類に関しても同日(消印有効)とします。なお、持参、FAX及び電子メールによる提出は受けられません。
- ⑥ 提出いただいた書類の返却、差し替え等には応じかねますので、予めご了承ください。なお、秘密保持については十分に配慮いたします。

提出書類のまとめ方



- (注) 1. 押印した様式1は別途郵送していただきますので注意してください。
2. 様式1から様式6までの下中央に通し頁(-1-)をつけてください。
3. 参考文献、比較文献の右肩には、「参考文献1」、「比較文献2」のように、他の文献と区別がつくように明記してください。



(ア) 申請書類(様式)の入手方法

JSTホームページからダウンロードできます。

<http://www.jst.go.jp/innovate/>

産学共同シーズイノベーション化事業 育成ステージ

課題申請書 (様式)

- ※ フォントサイズ「10.5」を基本として、申請書の記入をお願いします。
- ※ 特殊用語等を使用する場合には、必ず説明を記載してください。

(事務局記入欄)

受付番号	
受付日	

「育成ステージ」課題申請書

作成年月日 平成20年 月 日

研究開発課題の名称	
-----------	--

シーズ育成プロデューサ	(フリガナ) 氏名	(印)
	所属	所属機関名 部署 役職
	連絡先	郵便番号 住所 Tel: FAX: e-mail:

申請企業	企業名	
	所属 部門長名	フリガナ 氏名 (印) 役職名
	本社 所在地	郵便番号 住所 Tel: FAX: e-mail: <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>公募要領の B-10 頁「3.(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について」を参照してください。公募要領は下記よりダウンロード可能です。 http://www.jst.go.jp/innovate/</p> </div>
実施状況報告書の 提出日	研究機関番号: 提出日:平成 20 年 月 日	

注 参画するすべての企業において本申請に対する事前了解をそれぞれ得ていることが必要です。了解が得られない場合、採択されても採択が取り消される場合があります。

課題の技術分野 ※1				
主		副		

記入必須。公募要領 B-33 頁を参照してください。
 公募要領は下記よりダウンロード可能です。
<http://www.jst.go.jp/innovate/innov/ikusei/index.html>

(様式1-2)

研究 リ ー ダ ー	(フリガナ) 研究者名	(印)	
	所属機関 の名称等	所属	役職 分類※2
	所属機関 の連絡先	郵便番号 住所 Tel: FAX: e-mail: <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">記入必須。公募要領 B-33 頁を参照してください。 公募要領は下記よりダウンロード可能です。 http://www.jst.go.jp/innovate/innov/ikusei/index.html</div>	
	上記以外 の 連絡先	郵便番号 住所 Tel: FAX: e-mail:	

(所属学部・研究科の 部局長) 知的財産部門・産学連携部門の代表者、	(フリガナ) 氏名	(印)	
	所属機関 の名称等	所属	役職
	連絡先	郵便番号 住所 Tel: FAX: e-mail:	

注 参画するすべての大学等において本申請に対する事前了解をそれぞれ得ていることが必要です了解が得られないが場合、採択されても採択が取り消される場合があります。

知的財産関連部門・産学連携関連部門
に相当する部署がない場合は、所属する
学部・研究科等の部局長の押印を頂いて
ください。

課題申請書(様式1-1、1-2)作成上の諸注意

※1 課題の技術分野:

提案される課題の技術分野に該当する番号を以下の表から選択し、記入してください。この際、最も相応しいと思われるものを1つ「主」の欄に記入し、また、他にも該当する分野がある場合には2つまで「副」の欄に記入してください。

【電気・電子分野】	【建築・土木分野】	【農水・バイオ分野】
11 半導体デバイス 12 電子デバイス 13 通信技術 14 情報処理技術 15 電力技術 16 電気・電子応用 17 ソフトウェア	41 建築・土木構造、設計 42 建築・土木材料 43 都市・交通 44 建設施工	71 紙、繊維 72 農業 73 林業・水産・畜産 74 食品 75 バイオテクノロジー 76 化粧品
【物理・計測分野】	【金属分野】	【生活・社会・環境分野】
21 計測・分析技術 22 センサ 23 光デバイス 24 プラズマ・放電 25 振動・音響 26 応用物理	51 金属材料 52 金属加工 53 選鉱・精錬	81 エネルギー 82 廃棄物処理 83 リサイクル 84 防災 85 生活 86 健康
【機械分野】	【化学分野】	【医療・福祉分野】
31 機械装置 32 制御・ロボット 33 機関 34 運輸	61 無機・セラミック 62 有機化学 63 高分子化学 64 複合材料 65 表面加工、成膜	91 治療薬 92 診断薬 93 治療技術 94 診断技術 95 人工臓器・医用材料 96 福祉・介護
		【標記分野以外】
		00 その他

※2 分類:

研究者の所属する研究機関が、以下の表のどの分類に該当するか、**該当する番号**を記入してください。

01 国立大学法人	02 公立大学	03 私立大学	04 高等専門学校
05 国立研究所	06 公立研究所・公設試験場	07 公益法人	
08 特殊法人	09 独立行政法人	10 その他	

(様式2)

育成ステージ課題の概要

研究開発 課題名		
【概要】(400字以内)	様式3の「1.顕在化シーズの内容」、「2.目的」、「3.育成ステージの到達点、及び目標と育成構想」、「4.研究開発内容」を要約して400字以内で記述してください。	
キーワード	技術キーワードを、重要な順に5つ記入してください。	
研究開発資金 研究開発期間	研究開発資金総額： 千円 (JST支出分： 千円、企業支出分： 千円)	年 ヶ月(※)
シーズ育成 プロデューサー	所属機関名・部署・役職・氏名	
研究リーダー	所属機関名・部署・役職・氏名	
研究開発 実施場所	(株)〇〇 〇〇工場 [住所] * * 大学++学部 [住所]	

※ 研究開発開始は12月以降となる予定です。

したがって、最長4年度の研究開発期間は、実質で最長3年4ヶ月となります。

申請に至った経緯

400字以内
「産」(企業)が「学」の研究成果を見出し、「顕在化シーズ」とし、そして申請に至った経緯を400字程度で記載してください。

注) 本頁(様式2)はA4判1枚で作成してください。

研究開発実施計画書

1. 顕在化シーズの内容

① 顕在化シーズの内容

注1-1) 顕在化シーズの内容を記載してください。その際、その背景、独創性、新規性について定量的な実験データ、他の研究との比較も含め言及してください。(必要に応じて、図表を用いてください。)

注1-2) 顕在化シーズが特許の場合、その特許の内容についても言及してください。

注1-3) 研究内容に係る文献を「(様式4-2) 3. 顕在化シーズに関する研究者による論文等」に記載してください。

② 前回の申請からの変更点

注1-4) 再申請の場合は、前回の申請内容からの変更点の概要を記載してください。

2. 目的

① 最終的に目指す目的

注2-1) 育成ステージを経て最終的に何をを目指すのか、について記載してください。

注2-2) 育成ステージを経て最終的に得られたその成果が、・イノベーションへの貢献、・国際競争力を高めること(国際的な基本特許取得や国際標準化への取組等)への貢献、・社会ニーズに応えることへの貢献 のいずれかに寄与することができるか、該当するものがあれば記載してください。

② 想定する用途、利用分野、市場

注2-3) このイノベーションは、どのような用途・利用分野・市場を想定しているかについて言及してください

③ 本目的における企業の果たそうとしている役割

注2-4) 申請企業は本目的の中でどのような役割を果たそうとしているのか記載してください。

注2-5) 再申請の場合は、前回の申請内容からの変更点の概要を記載してください。

3. 育成ステージの到達点、及び目標と育成構想

(1) 育成ステージの到達点

育成ステージの目的は、顕在化シーズの「実用性の検証」です。何をもち「実用性の検証」ができたとするのか、現時点で想定している終了時の成果を具体的(性能、機能、精度など定量的な数値も含め)に記載してください(3, 4行程度)。

(2) 目標と育成構想

「2. 目的」に向けて、最長4年度の研究開発期間で達成すべき目標、及び育成構想(目標達成のための問題点、解決策)について記載してください。

- ① 目標:
問題点:
解決策:

- ② 目標:
問題点:
解決策:

③ …

注3-1) 目標について: (1) 育成ステージの到達点を達成するために、具体的な目標を定めてください。

注3-2) 問題点について: 目標達成に向けた、現状における問題点を記載してください。

注3-3) 解決策について: 「問題点」の解説策を記載してください。記載においては、解決策によって目標が達成されることがわかるよう現状と目標を対比しながら明確に記載してください。また、可能な限り、解決策となりうる根拠(予備実験結果・データ等)を示しつつ記載してください。

作成者	〇〇大学 □□□□
-----	-----------

4. 研究開発内容

「3. (2)目標と育成構想」の実現のために実施すべき研究開発内容を記載してください。
必要に応じ、図表を使用してください。

機関毎（参画する大学等毎）に頁を分けて記載してください。作成者は当該機関の各とりまとめ者と
してください。1頁のスペースをすべて埋める必要はありません。

(1) 大学等で実施する研究開発項目及びその内容

① 研究開発項目: 〇〇〇〇〇〇(3-(2)-①関連)
具体的な研究開発内容を記載してください。

② 研究開発項目: 〇〇〇〇〇〇(3-(2)-②関連)
具体的な研究開発内容を記載してください。

・
・
・

注4-1) 再申請の場合は、前回の申請内容から変更点の概要を記載してください。

作成者	〇〇(株) □□□□
-----	------------

(2) 企業で実施する研究開発項目及びその内容

機関毎(参画する企業毎)に頁を分けて記載してください。作成者は当該機関の各とりまとめ者としてください。1頁のスペースをすべて埋める必要はありません。

<企業情報> 資本金: 百万円、従業員数: 人

①研究開発項目〇〇〇〇〇〇(3-(2)-〇関連)
具体的な研究開発内容を記載してください。

②研究開発項目〇〇〇〇〇〇(3-(2)-〇関連)
具体的な研究開発内容を記載してください。

③***に関する市場性調査(関連項目なし)
具体的な調査内容を記載してください。

注4-2) 再申請の場合は、前回の申請内容から変更点の概要を記載してください。

5. 実施を予定する場所

実施場所：	(株)〇〇〇 ▽▽▽工場
所在地：	
研究開発実施場所 の責任者名：	

実施場所：	**大学##学部 ～～研究室
所在地：	
研究開発実施場所 の責任者名：	

6. 研究開発の体制

(1) 参加者リスト

氏名	所属、 役職	本ステージでの役割分担	エフォート
〇〇〇〇	〇〇株式会社 開発部部長	シーズ育成プロデューサー	〇〇%
〇〇〇〇	開発部課長	企業サブリーダー	〇%
〇〇〇〇	開発部研究員	設計、開発	〇〇%
□□□□	××株式会社 研究開発部長		□□%
□□□□	研究開発部製造課長		□%
□□□□			□%
△△△△	△△大学大学院工学研究科 教授	研究リーダー	□□%
△△△△	助教		△%
△△△△	ポスドク		△%

エフォートは、総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に従い記入して下さい。

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(2) 研究開発実施体制

「4. 研究開発内容」の研究項目毎に記載してください。

研究開発項目※	氏名	所属、役職	専門分野	研究項目毎の担当内容
4-(1)-①	(本項目の取り纏め) ○○○○	○○大学大学院工学研究科 教授		
	○○○○	○○大学大学院工学研究科 助教		
4-(2)-○	(本項目の取り纏め) ○○○○	○○株式会社 開発部課長		
	○○○○	○○株式会社 開発部研究員		

※ 研究開発項目名

研究開発項目4-(1)-①:「(研究開発項目名)○○○○」

研究開発項目4-(1)-②:「(研究開発項目名)○○○○」



「(2)研究開発実施体制」は、「(1)参加者リスト」とリンクしています。
参加者全員の氏名と役割を明記してください。

7. 研究開発実施予定表

数値で設定できる場合は、
数値も記入してください。

H20 年度は
12 月から

年度を四半期毎に
区切る

(1) 研究開発実施予定表 研究開発期間 ○年○ヶ月

項目	月	目標設定	H20				H21				H22				n	重要項目	難易度 (高中低)
			12	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10			
主要設備 の据付等		設備関係 ○○関係設備(JST 支出) ▽▽関係設備等(自己資金)															
開発項目		研究開発項目名															
		4-(1)-① △△△△△△	××する														低
		4-(1)-② *****	**kg 以下														中
		4-(2)-① ++++++	—を確立する														高
		4-(2)-② ××××××	実験動物の最適化														中
		4-(2)-…のスクリーニング															高
		4-(2)-…の試作、実用性評価	耐久性 **時間以上														高
	……																
	まとめ																

8. 資金計画 2) 用途の内訳 I 設備備品費に記された設備について記載ください。

研究開発項目名は、簡略化してご記入ください。

チェックポイント(CP1, CP2, …)

- 最低でも1年間に1つは設定してください。
- %以内、□□μm 以下等、数値基準を設定してください。
- 時系列順に CP1, CP2, …としてください。

重要項目

- 重要項目とは、本項目の実施に問題がある場合、他の開発項目で成果が得られたとしても、研究開発全体に影響を及ぼし、実行において最も時間的余裕の少ないと考えられるもの
- 重要項目に「○」を記入してください(複数可)。

重要チェックポイント(CP3, …)

- チェックポイントのうちで特に重要なものを黒塗りで記載してください。このポイントでは、次の研究開発段階に進むために最低限満たすべき達成基準を設定してください。
- 達成基準は、○○%以内、□□μm 以下等、数値で設定してください。

(2) チェックポイントの内容及び各機関の役割

	内容	機関名	各機関の主要な役割
CP1	……を〇〇し、** μ m 以下にする。	A 大学	研究開発項目4-(2)-①「*****」について、〇〇のメカニズムの解明することを最も重要視して育成ステージに取り組む。
		P 企業	研究開発項目4-(2)-①「*****」について、〇〇のメカニズム(実証データ収集)の解明することを最も重要視して育成ステージに取り組む。
CP2	…のスクリーニング 〇〇から候補化合物を 5 つまでに絞込む。	B 大学	
		P 企業	
CP3	有効性**%を確認する。	A 大学	
		B 大学	
		P 企業	
CP4	耐久性 1000 時間 …の条件における加速試験で 200 時間の耐久性を確認。	A 大学	劣化状態の確認(試験前後の部品の分析・比較)を行い、データを企業に提供する。
		P 企業	大学の分析結果に基づき、材質、形状を再検討。CP5の条件をクリアするための諸条件の洗い出しを行う。
CP5	耐久性 5000 時間 市場で要求されるレベル。 (CP4で発生した問題点を解決し、目標達成に努める。)	P 企業	

8. 資金計画

1) 資金

(単位:千円)

使 途	資金区分	研究開発費(JST支出分)		自己資金※ (企業支出分)	合 計
		大学等※	企業※		
I 設備備品費					
II 試作品費					
III 消耗品費					
IV 旅費・交通費					
V 人件費					
VI その他					
直接経費(I～VI)小計				注8-1	
間接経費 (大学〇〇%、企業△△%)					
合 計					

※ 大学等において複数の機関が参画する場合、または企業において複数の企業が参画する場合には、それぞれの機関で使用する金額の合計を記入してください。
各機関における支出額の詳細は、9. 試験研究費支出計画に記入してください。

注8-1) マッチングファンド形式において、この欄(自己資金の直接経費小計)が太枠内□の3つの数値の合計以上になることが必要。ただし中堅・中小企業(申請時の資本金が10億円以下)においては、その1/2以上。

2) 使途の内訳

JST(大学等)、JST(企業)、
自己資金のいずれかを記入。

I 設備備品費

(単位:千円)

番号	資金区分	項 目	数量	単価	金額	仕 様
I-1	JST(大学等)	〇〇関係設備				□□装置等
I-2	自己資金	△△関係設備 (例:測定関係設備、 加工関係設備等)				XX装置等
合 計						

II 試作品費

番号	資金区分	項目	数量	単価	金額	仕様
II-1	JST(企業)					
II-2	自己資金					
II-3	自己資金					
合計						

III 消耗品費

(単位:千円)

番号	資金区分	項目	数量	単価	金額	仕様
III-1	JST(大学等)					
III-2	JST(企業)					
III-3	自己資金					
III-4	自己資金					
合計						

IV 旅費・交通費

(単位:千円)

番号	資金区分	項目	数量	単価	金額	備考
IV-1	JST(大学等)	旅費(大学等)				
IV-2	JST(企業)	旅費(企業)				
IV-3	自己資金	旅費(企業)				
合計						

V 人件費

(単位:千円)

番号	資金区分	項目	数量	単価	金額	備考
V-1	自己資金	専任者給与	2人	8,000	16,000	
V-2	自己資金	兼任者給与	2人	2	2,400	600hr
V-3	JST(大学等)	アルバイト経費	3人	1.3	3,120	延べ800hr
合計						

不要な項目は削除してください。

VI その他

番号	資金区分	項目	数量	単価	金額	備考
VI-1	JST(企業)	分析外注費				
VI-2	自己資金	共同研究費				
		臨床研究費				
		...				
合計						

9. 試験研究費支出計画

注9-1) 複数機関が参画する場合は、表を追加してください。

注9-2) A大学のみの場合は、「(1)-2 JST支出分 B大学」は削除してください。

(1)-1 JST支出分 A大学

(単位:千円)

年度 科目	平成20年度 自20年〇月 至21年3月	平成21年度 自21年4月 至22年3月	平成22年度 自22年4月 至23年3月	平成23年度 自23年4月 至24年3月	合計 研究開発期間 〇年〇ヶ月
I 設備備品費					
II 試作品費					
III 消耗品費					
IV 旅費・交通費					
V 人件費					
VI その他					
直接経費(I~V) 小計	a_1	a_2	a_3	a_4	a_{sum}
間接経費(〇〇%)	α_1	α_2	α_3	α_4	α_{sum}
合計	A_1	A_2	A_3	A_4	A_{sum}

(1)-2 JST支出分 B大学

(単位:千円)

年度 科目	平成20年度 自20年〇月 至21年3月	平成21年度 自21年4月 至22年3月	平成22年度 自22年4月 至23年3月	平成23年度 自23年4月 至24年3月	合計 研究開発期間 〇年〇ヶ月
I 設備備品費					
II 試作品費					
III 消耗品費					
IV 旅費・交通費					
V 人件費					
VI その他					
直接経費(I~V) 小計	b_1	b_2	b_3	b_4	b_{sum}
間接経費(〇〇%)	β_1	β_2	β_3	β_4	β_{sum}
合計	B_1	B_2	B_3	B_4	B_{sum}

...

注9-3) P企業のみの場合は、「(2)-2 JST支出分 Q企業」は削除してください。

(2)-1 JST支出分 P企業

(単位:千円)

年度 科目	平成20年度 自20年〇月 至21年3月	平成21年度 自21年4月 至22年3月	平成22年度 自22年4月 至23年3月	平成23年度 自23年4月 至24年3月	合計 研究開発期間 〇年〇ヶ月
I 設備備品費					
II 試作品費					
III 消耗品費					
IV 旅費・交通費					
V 人件費					
VI その他					
直接経費(I~V) 小計	p_1	p_2	p_3	p_4	p_{sum}
間接経費(△△%)	ψ_1	ψ_2	ψ_3	ψ_4	ψ_{sum}
合計	P_1	P_2	P_3	P_4	P_{sum}

(2)-2 JST支出分 Q企業

(単位:千円)

年度 科目	平成20年度 自20年〇月 至21年3月	平成21年度 自21年4月 至22年3月	平成22年度 自22年4月 至23年3月	平成23年度 自23年4月 至24年3月	合計 研究開発期間 〇年〇ヶ月
I 設備備品費					
II 試作品費					
III 消耗品費					
IV 旅費・交通費					
V 人件費					
VI その他					
直接経費(I~V) 小計	q_1	q_2	q_3	q_4	q_{sum}
間接経費(△△%)	ϕ_1	ϕ_2	ϕ_3	ϕ_4	ϕ_{sum}
合計	Q_1	Q_2	Q_3	Q_4	Q_{sum}

(3) 企業支出分(自己資金)

(単位:千円)

年度 科目	平成 20 年度 自 20 年〇月 至 21 年 3 月	平成 21 年度 自 21 年 4 月 至 22 年 3 月	平成 22 年度 自 22 年 4 月 至 23 年 3 月	平成 23 年度 自 23 年 4 月 至 24 年 3 月	合 計 研究開発期間 〇年〇ヶ月
I 設備備品費					
II 試作品費					
III 消耗品費					
IV 旅費・交通費					
V 人件費					
VI その他					
直接経費(I ~ V) 小計					
合計	Z ₁	Z ₂	Z ₃	Z ₄	Z _{sum}

注9-4) 企業支出分(自己資金)はマッチングファンド形式による支出であり、以下に示す例示のように算出します。

$$Z_n \geq [a_n + b_n] + [P_n + Q_n]$$

ただし、中堅・中小企業の場合には

$$Z_n \geq \{[a_n + b_n] + [P_n + Q_n]\} \times 1/2$$

また、複数の企業に中堅・中小企業が含まれる場合、当該中堅・中小企業の支出分のみ適応される。

10. 既存の施設及び設備

番号	名 称	仕 様	所有者
1			
2			
3			
...			

(様式4-1)

顕在化シーズリスト

	シーズの種類・名称	権利所有者 (略称)	概 要
1	例)特許出願番号:特許名称	例)○大、○電工	
2	例)○○に関するデータベース	例)○大	例)○○に関する非公開のデータが△件収められており、別添の通り、□、×等の情報が含まれており…。
3			

- 注) ・シーズの種類が知的財産権の場合は、その詳細を(様式4-2)に記載してください。
・データベース等をシーズとする場合は、その具体的な価値を示す資料を添付してください。
・ご提出頂いた資料の全てについて、第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守致します

(様式4-2)

1. 知的財産の詳細

特許名称	
出願番号	
出願日	
出願人	
発明者	
分類	<p>該当する番号を1つだけ記載してください。</p> <p>A: 新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許</p> <p>B: 機能性新規物質についての研究成果に係わる特許</p> <p>C: 新規プロセス・方法に関する研究成果に係わる特許</p> <p>D: 新規メカニズム・システムに関する研究成果に係わる特許</p>

※) 基本的な知的財産権の出願人・発明者記載ページを含めて明細書を添付してください。
 複数ある場合には、枠をコピーしすべて記載してください。

2. 先行文献調査

注) 上記「1. 特許」に記載した特許について先行文献調査を行い、その結果を簡潔にまとめてください。JSTにおいても、同じ検索式を使って先行文献調査の確認をいたします。

項目	コメント等
1) 先行文献調査結果 提案課題の主要部分を含む発明(特許出願)が A. 見出されない B. 部分的に見出された C. 見出された	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索式: (例)「○○装置*□□化合物*▽▽方式」 ・ 検案件数▲件 (※検索結果0件は不可) <p>①: 特許名称、出願人、出願日… ②: 特許名称、出願人、出願日…</p> <p>(例) ①は、×××の特徴を有するが、<u>本発明の◎◎とは異なり…である。</u> ②のシステムの一部は、本提案課題と類似技術を用いているが、システム全体は、まったく別の発想によって作られたものであり、本発明の技術とは根本的に異なる。</p> <p>※「他に先行技術が存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。</p>
2) 当該特許の補強の必要性 A 有 B 無	<p>「有」の場合、想定している補強のポイントを箇条書きで記載ください。</p>
3) 競合・類似技術の状況 (5, 6行でまとめてください)	<p>※「競合・類似技術は存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。</p> <p>必ず、他の技術と比較しコメントを記載すること。</p>
4) 競合・類似技術に対する優位性 (5, 6行でまとめてください)	<p>必ず、他の技術と比較し優位性に関するコメントを記載すること。</p>

3. 顕在化シーズに関する研究者による論文等

最も重要で関連のある論文等をリストアップ(5報程度)し、簡単な概要を記してください。
そのうち3報以内を参考文献として提出してください。提出される参考文献には●印を付けてください。

●参考文献1	論文名:タイトル 雑誌名、頁、年:J. of ○○○ Tech., vol. 3, 1234-1239, 2005 著者名:kagaku ichiro, gjjutsu hanako
概要 200~300文字程度	
●参考文献2	総説:タイトル ○○と産業(出版社) 2004, 321-333 著者名:科技振子
概要	
●参考文献3	
概要	
参考文献4	
概要	
参考文献5	
概要	

(様式4-3)

企業の視点からみた提案課題の特徴

	提案課題の特徴	競合する類似研究・先行技術
顕在化シーズ 大学等の基礎研究に 着目し、産業界の視 点で顕在化されたシ ーズ	○産学共同で見出した <u>顕在化シーズ</u> の特徴 ○ <u>顕在化シーズ</u> について先行類似技術との差違 ○特許申請の状況 ※ 参考文献(要添付) 記入例) 様式4-2「3. 顕在化シーズに関する研究者による論文等」の 論文1、論文2	○ 比較対象となる研究内容、または先行技術の文献・特許公開情報 に関する内容を記載してください。 †比較文献、または先行特許(要添付) 記入例)・J. ○○○. Tech., 3 1234-1239, 2005 ・特願 2003-△△△△(出願日 2005/03/**)
育成構想(考え方) (様式3)「3. 目標と 育成構想」の特徴を 記載	○ (様式3)研究開発実施計画書「3. 目標と育成構想」の特徴を記載してくださ い。	○ 類似研究・先行技術はどのようにして開発を進めようとしているの か、その進め方にどのような問題があるのか、わかる範囲で記載 してください。 †比較文献(要添付) 該当する文献等がなければ、「なし」とご記入ください。
育成ステージにお ける試作品等の特 徴	○ 育成ステージの最終目的である試作品等の特徴を記載してください。	○ 現在、世の中で製品化されているものの特長、または製品化され ようとしているものの特長を記載してください。
将来的に開発する 最終製品の概要	○ 育成ステージを終了した後、さらに研究開発を重ね、市場に出していくこと になる最終製品の概要(構成、用途、応用範囲等)を記載してください。	†比較文献(要添付) 該当する文献等がなければ、「なし」とご記入ください。

※ 上記の文献等は、添付してください(3点以内、各3部)。

† 先行技術に関する比較文献も、入手可能(コピー可)な場合には添付してください(2点以内、各3部)。

(様式5-1)

1. 他の制度への申請、実施等

(1) JST内で行っている事業への申込の有無

有、 無

申請者(企業・大学等の研究者)及び研究参加者が、JST事業へ申込(現在実施中のもの、現在申し込み中のもの、終了した課題で過去3年以内のものが対象)を行っている場合は、本育成ステージの提案と重複した内容かどうかにかかわらず、「有り」にチェックし、その事業名、課題名、実施期間、予算規模、申請代表者名、今回の申請に関連する参加者名、今回の申請課題との関連を正確に記入してください。

記入例)

事業名:*****事業

課題名:〇〇〇〇に関する研究

実施期間:平成18年度～平成21年

予算額:△△千円

申請代表者名:〇〇 〇〇

今回の申請に関連する参加者名 〇〇 〇〇(H20年度の分担額 △△千円)

今回の申請課題との関連:(数行で簡潔に記載してください)

(2) JST以外の他制度への申込の有無

有 無

申請者(企業・大学等の研究者)及び研究参加者が、他制度(官公庁、独立行政法人、公益法人等)への申込(現在実施中のもの、現在申し込み中のもの、終了した課題で過去3年以内のものが対象)をおこなっている場合、その制度の実施機関名、制度(事業)名、課題名、実施期間(予定含む)、予算規模、申請代表者名を正確に記入してください。

記入例)

実施機関名:〇〇機構

制度(事業)名:*****事業

課題名:□□□□の開発

実施期間:平成16年度～平成20年度

予算額:△△千円

申請代表者名:〇〇 〇〇

今回の申請に関連する参加者名 〇〇 〇〇(H20年度の分担額 △△千円)

今回の申請課題との関連:(数行で簡潔に記載してください)

2. 産学共同シーズイノベーション化事業への申請・実施経験等

(1) 育成ステージ 有 無 ((例) 有 無)

シーズ育成プロデューサーまたは研究リーダーのどちらか一方が、育成ステージに申請したことがあるか。
「有」の場合、以下の内容を正確に記入してください。

- ・ 受付番号(もしくは申請年度)
- ・ 課題名
- ・ シーズ育成プロデューサー名
- ・ 研究リーダー名

(2) 顕在化ステージ 有 無

シーズ育成プロデューサーまたは研究リーダーのどちらか一方が、顕在化ステージに関与(現在実施中のもの、現在申し込み中のもの、終了した課題のものが対象)したことがあるか。

「有」の場合: 受付番号(もしくは申請年度)、課題名、シーズ顕在化プロデューサー名、研究リーダー名を記入してください。

- ・ 受付番号(もしくは申請年度)
- ・ 課題名
- ・ シーズ顕在化プロデューサー名
- ・ 研究リーダー名

倫理面への配慮

○本様式は、組換えDNA実験、遺伝子治療臨床研究、特定胚を取り扱う研究、ヒトES細胞の研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究、臨床研究に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について記入してください。

- ①申請する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。
- ②動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

該当がない場合も、その旨を記入してください。

特殊用語等の説明

用語	説明
	○ 本申請書類で使用している業界用語、専門用語及び略語等の特殊用語のうち、研究を総合的に把握するうえで必要と思われるものについて、簡単な解説をわかりやすく記入してください。

(様式5-4)

シーズ育成プロデューサー データ

研究開発課題名	
氏名(フリガナ)	
所属企業・部署・役職	
生年月日	
専門分野	
本研究開発の専従割合(%)	本育成ステージで提案が採択された場合、当該人が携わる研究、開発、その他業務全体時間を100%としたとき、本育成ステージに専従する時間割合を概算(%)で示してください。
研究開発歴	昭和〇〇年～〇〇年 (株)**** +++++研究所研究員 □□□□に関する研究開発に従事 ▽▽▽▽に関する研究開発に従事 昭和〇〇年～〇〇年 △△△△に関する開発に従事 これまでの主な研究開発歴と開発内容・成果を記入してください。
マネジメント実績	これまでに中心的役割を果たした開発について記入してください。
主な知的財産権及び研究論文・著書	これまでに出版された、または発表されたもののうち主要なものを選び、下記の項目を記入してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 名称、内容、特許出願番号、権利者名、本申請との関係(知的財産権の場合)・ 名称(雑誌の場合は、雑誌名、巻号数、該当ページ)、著者名、刊行年月日、刊行書店名、本申請との関係(研究論文・著書の場合)

注) 本頁(様式5-4)はA4版1枚で作成してください。

(様式5-5)

研究リーダー データ

研究開発課題名	
氏名(フリガナ)	
所属機関名・役職	
生年月日	
研究者 ID※○	
専門分野	
本研究開発の専従割合(%)	本育成ステージで提案が採択された場合、当該人が携わる研究、開発、その他業務全体時間を 100%としたとき、本育成ステージに専従する時間割合を概算(%)で示してください。
研究歴	19〇〇年～〇〇年 **大学++学部 助手 □□に関する研究に従事 19〇〇年～〇〇年 **大学++学部 助教授 □□に関する研究に従事 19〇〇年～〇〇年 **大学++学部 教授 □□に関する研究に従事 これまでの主な研究経歴と研究内容を記入してください。
受賞歴・表彰歴	
主な研究論文・著書	これまでに発表した主な研究論文または著書のうち、本申請に関する主要なものを 5 件以内選び、 名称(雑誌の場合は、雑誌名、巻号数、該当ページ)、著者名、刊行年月日、刊行書店名、本申請との関係を具体的かつ簡明に記入してください。
主な知的財産権	これまでに発明者として取得(出願中のも含む。)した特許のうち本申請に関連する主要なものを 5 件以内選び、 名称、内容、特許出願番号、権利者名、本申請との関係を具体的かつ簡明に記入してください

※ ○ 大学等に所属する研究者は所属機関より付与された研究者ID(10桁)または科研費番号(8桁)をご記入ください。研究者IDが不明な方はご記入の必要はありません。

注) 本頁(様式5-5)はA4版1枚で作成してください。

(様式6)

企業概要

平成 年 月 日

「課題の名称」

企業名	株式会社 ○○○○		上場	有(年月)・無			
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号		設立年月	昭和○○年○○月			
工場	本社工場(○○市)、□□工場(□□市)		研究所	有・無			
役員	(社長)○○○○○ (役員○○名) (研究開発者○○名)		社員数	○○○名 (研究開発要員○○名)			
ホームページ	http://						
事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発						
主要株主	○○○○(%)、□□□□(%)、△△△△(%)						
主要取引銀行	○○銀行△△支店、□□銀行▽▽支店						
関係会社	株式会社 ○○○○(販売会社)						
研究開発実績 研究開発能力	<p>記入例) 平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。)</p> <p>□□研究所、▽▽(株)とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)</p>						
	技術分野のキーワード						
経営状況と見通し	<p>記入例)</p> <p>①当社は○○○のメーカーであり、当該分野では◎◎◎等は他の追随を許さぬ製品となっている。(…等、貴社の得意面を記述してください。以下同様。)</p> <p>②業績面については、主要需要先である△△△が、▽▽▽の東南アジア向けの市場拡大に支えられ高水準で推移したため、平成☆年☆月期売上高で対前期比○○%増の□□百万円を計上した。また、損益面については新製品の販売を開始、原価低減活動により経常利益で対前年比○○%増の□□百万円を計上した。</p> <p>③新製品(○○)の販売拡大等により増収、増益となる見通しである。</p>						
JST等との関係	JSTあるいは官公庁、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。						
決算期		平成n-2年 月期	指数	平成 n-1年 月期	指数	平成 n年 月期	
財政状態	資本金	A 百万円	100	a 百万円	a/A × 100	a' 百万円	a' / A × 100
	自己資本	B 百万円	100	b 百万円	b/B × 100	b' 百万円	b' / B × 100
	総資産	C 百万円	100	c 百万円	c/C × 100	c' 百万円	c' / C × 100
経営状態	売上高	D 百万円	100	d 百万円	d/D × 100	d' 百万円	d' / D × 100
	経常利益	E 百万円	100	e 百万円	e/E × 100	e' 百万円	e' / E × 100
	当期利益	F 百万円	100	f 百万円	f/F × 100	f' 百万円	f' / F × 100
財務比率分析	自己資本比率	B/C	%	b/c	%	b' / c'	%
	経常利益率①	E/D	%	e/d	%	e' / d'	%
	経常利益率②	E/C	%	e/c	%	e' / c'	%
	研究開発費 研究開発費率③	G 百万円 G/D	%	g 百万円 g/d	%	g' 百万円 g' / d'	%
	配当率		%		%		%
特記事項							

単位は変えないように。

注) 経常利益率①は対売上高、経常利益率②は対総資産、研究開発費率③は対売上高で記入ください。

提出書類チェックシート

研究開発 課題名	
-------------	--

様式	提出書類・必要作業等	提出枚(部)数 (郵送分)	申請者チェック欄	
			電子公募 (word 版)	郵送
様式1類	・様式1-1	正本1部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・様式1-2	正本1部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式2	育成ステージ課題の概要		<input type="checkbox"/>	
様式3	研究開発実施計画書		<input type="checkbox"/>	
様式4類	・様式4-1 顕在化シーズリスト		<input type="checkbox"/>	
	・様式4-2 顕在化シーズの詳細		<input type="checkbox"/>	
	・様式4-3 企業の視点からみた提案課題の特徴		<input type="checkbox"/>	
様式5類	・様式5-1 他の制度への申請、実施等		<input type="checkbox"/>	
	・様式5-2 倫理面への配慮		<input type="checkbox"/>	
	・様式5-3 特殊用語等の説明		<input type="checkbox"/>	
	・様式5-4 シーズ育成プロデューサー データ		<input type="checkbox"/>	
	・様式5-5 研究リーダー データ		<input type="checkbox"/>	
様式6	企業概要		<input type="checkbox"/>	
	特許明細書 (シーズに特許(出願中のものを含む)がある場合のみ)	3部		<input type="checkbox"/>
	参考文献等(3点以内)	3部		<input type="checkbox"/>
	比較文献(2点以内)	3部		<input type="checkbox"/>
	企業パンフレット	3部		<input type="checkbox"/>
	決算報告書(直近3期) or 有価証券報告書(直近3期)	各2部		<input type="checkbox"/>

- 注) 1. 提出書類については漏れがないかチェックの上、提出してください。なお、提出書類に不足・不備がある場合は要件不備とみなしますのでご注意ください。
2. 本紙(チェックシート)は、提出の必要はございません。
3. 「正本」とは企業のシーズ育成プロデューサー・部門長、大学・公的研究機関等の研究リーダー、知的財産部門・産学連携部門(学部・研究科の部局長)の印が押印されている書類を表します。
4. 様式1~6(別紙を含む)全てを1つのファイル(word版)にまとめてアップロードしてください。

産学共同シーズイノベーション化事業

Q & A

Q & A

(産学共同シーズイノベーション化事業の目的等)

Q 1 産学共同シーズイノベーション化事業の目的は何か。

A 1 イノベーションの創出を目指し、大学等の基礎研究の中から産学共同でシーズを顕在化させ、顕在化させたシーズを育成することを目的としています。本事業は、「顕在化ステージ」、「育成ステージ」で構成されます。

① 顕在化ステージ

大学等の基礎研究の中から、企業が見出したシーズ候補の顕在化の可能性を検証すること。

② 育成ステージ

顕在化されたシーズについてイノベーション創出に育成するプランを立案いただき、育成しようとするシーズの実用性を検証すること。

Q 2 顕在化ステージと育成ステージの違いは何か。

A 2 目的の違いについては、上記A 1のとおりです。研究期間、研究費については下記のとおりです。

① 顕在化ステージ

研究期間：最長1年

研究費：1課題あたり8百万円程度

② 育成ステージ

研究期間：最長4年度

研究費：1課題あたり5千万円程度／年（マッチングファンド形式）

(応募の要件等)

Q 3 応募の要件にはどのようなものがあるか。

A 3 応募の課題内容については、次の要件を全て満たす必要があります。

(1) 顕在化ステージ

①技術分野の限定は特にありませんが、大学等の基礎研究の中から産業界の視点で見出されたイノベーション創出のもととなるシーズ候補があることが必要です。

②シーズ候補をシーズとして顕在化させていくために、具体的な計画が立案できていること、及び達成する目標が明確化できていることが必要です。

③企業に所属するシーズ顕在化プロデューサーと大学等に所属する研究リーダーの連名での申請であることが必要です。

- ④応募にあたり、参画するすべての所属機関において事前に了解を得てください。
また、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部署の了解も得てください。

(2) 育成ステージ

- ①応募時点で産業界の視点により顕在化されたシーズが存在し、かつその実施に関して顕在化シーズを所有する機関等による同意が得られていることが必要です。
②顕在化シーズからイノベーション創出を目指した応用研究へ向けた具体的な計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていることが必要です。
③企業に所属するシーズ育成プロデューサーと大学等に所属する研究リーダーの連名での申請であることが必要です。
④応募にあたり、参画するすべての所属機関において事前に了解を得てください。
また、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部署の了解も得てください。

(申請者の要件等)

Q 4 申請者の資格は何か。

A 4 申請者は下記要件を全て満たすことが必要です。

(1) 顕在化ステージ

シーズ顕在化プロデューサーについては

- ・ 自ら研究開発を行う能力があること、また研究開発を行っていて日本の法人格を有する民間企業に常勤していること。
(「民間企業」とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社を指します。)
- ・ 申請者は、研究期間中、日本国内に居住し、研究全体のとりまとめに関し責任を持つことが必要です。

研究リーダーについては

- ・ 研究期間中、国内の大学等に常勤の研究者として所属していることが必要です。
※上記に該当しない場合は、別途ご相談下さい。

(2) 育成ステージ

シーズ育成プロデューサーについては

- ・ 自ら研究開発を行う能力があること、また研究開発を行っていて日本の法人格を有する民間企業に常勤していることが必要です。
(「民間企業」とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社を指します。)
- ・ 申請者は、研究期間中、日本国内に居住し、研究全体のとりまとめに関し責任を持つことが必要です。

研究リーダーについては

- ・ シーズの顕在化に係わった者であること（シーズが知的財産権の場合は、その発明者であること）。
- ・ 研究開発期間中、国内の大学等に常勤の研究者として所属していることが必要です。
※上記に該当しない場合は、別途ご相談下さい。

Q 5 複数の企業が連名で申請できるか。

A 5 共同研究チームに複数の企業が参加することは可能ですが、企業の連名での申請はできません。複数の企業が共同して研究を実施する場合は、シーズ顕在化プロデューサー（顕在化ステージの場合）またはシーズ育成プロデューサー（育成ステージの場合）の所属する機関を代表として申請を行ってください。

Q 6 複数の大学等が連名で申請できるか。

A 6 共同研究チームに複数の大学等が参加することは可能ですが、連名での申請はできません。研究リーダー1名（育成ステージの場合はシーズの顕在化に関わった研究者の中から）を選んで申請を行ってください。

（その他、顕在化ステージへの申請について）

Q 7 出願済みの特許をシーズ候補としての申請はできるか。

A 7 シーズ候補に出願済みの特許等の内容が含まれていても、産業界の視点で顕在化させようとする目的が明確で、その目的に向けてのフィージビリティスタディを実施する必要性があれば申請は可能です。

Q 8 J S T・大学等が開催する非公開の研究発表会に参加しないと申請できないのか。

A 8 申請できます。ただし、「1. 顕在化ステージの概要」（2）項の応募の要件を満たしていることが必要です。

Q 9 大学等と連携した公開・非公開での研究発表会やJ S T基礎研究事業の研究発表会に参加したいが、開催日を知るためにはどうすればよいか。

A 9 この研究発表会に関する開催日や発表内容等の情報は随時下記ホームページにて更新しておりますので、そちらをご覧ください。

<http://deainoba.jp/>

なお、会場スペースの制限等からご参加頂けない場合もありますので、予めご了承ください。

(その他、育成ステージへの申請について)

Q 1 0 シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと申請できないのか。

A 1 0 申請できます。シーズは必ずしも特許（出願中のものを含む）である必要はありませんが、それに代わるものが明確に示されることが必要です。

Q 1 1 同事業の「顕在化ステージ」を経ないと申請できないのか。

A 1 1 申請できます。ただし、「1. 育成ステージの概要」（2）項の応募の要件を満たしていることが必要です。

(事業のしくみ)

Q 1 2 この事業は、委託事業になるのか。

A 1 2 採択された大学等・企業に対する委託事業になります。
この委託契約書の雛形は本事業のホームページで公開いたします。
<http://www.jst.go.jp/innovate/>

※上記内容で委託契約を締結しますので、事前に内容確認・了解した上でご応募下さい。

※原則 J S T から各機関に対して委託研究の申込み依頼は行いません。

Q 1 3 市場性調査は、必須なのか。

A 1 3 本ステージ終了後の展開のために必要な市場性調査を行っていただきます。ただし、市場性調査のみの申請は認められません。また、企業等において市場性に関する必要なデータがある場合には、特に行って頂く必要はありません。

(研究費等)

Q 1 4 申請金額は、8 百万円程度／年（顕在化ステージの場合）、5 千万円程度／年度（育成ステージの場合）を超えてもよいか。

A 1 4 原則 8 百万円程度／年（顕在化ステージの場合）、5 千万円程度／年度（育成ステージの場合）を上限として申請してください。申請金額が上限を超える場合は、その理由を申請書に付記してください。なおポストクの雇用など特段の事情がある場合は、採択後に調整させていただきます。

Q 1 5 J S Tから支出される研究費を企業が使うことは可能か。

A 1 5 使用することが可能ですが、大学等とよく話し合ってくださいをお願いします。

Q 1 6 研究開発の実施にあたり、企業が費用を負担する必要があるか。

A 1 6

(1) 顕在化ステージ

フィージビリティスタディに従事するシーズ顕在化プロデューサーの人件費は、所属企業で負担していただきます。またJ S Tは、シーズ顕在化プロデューサーの人件費以外にも市場性調査費用等の企業の負担も期待しています。

(2) 育成ステージ

育成ステージはマッチングファンド形式が適応されますので、企業負担が必要です。申請された研究開発費のうち直接経費と同額以上の資金を企業側から支出していただきます。中堅・中小企業の場合は、申請された研究開発費のうち直接経費分の1/2以上とします。

Q 1 7 「間接経費」とはどのようなものが該当するのか。

A 1 7 間接経費は、本事業を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当してください。具体的には、本事業の研究の遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とします。

1) 管理部門にかかる経費

－施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

等

2) 研究部門にかかる経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －特許関連経費
 - －研究棟の整備、維持及び運営経費
 - －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - －設備の整備、維持及び運営経費
 - －ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - －図書館の整備、維持及び運営経費
 - －ほ場の整備、維持及び運営経費
- 等

3) その他の関連する事業部門にかかる経費

- －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費
- 等

このほか、機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費が対象となりますが、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

Q 1 8 直接経費に対する間接経費の比率はいくらか。

A 1 8 直接経費の30%を上限とします。なお、企業に対する間接経費については採択後に決算書類等に基づく算定根拠を提出いただき、JSTと調整の上決定させていただきますので、予めご了承ください。

Q 1 9 研究期間はどのくらいか。また、研究期間の延長はできるか。

A 1 9 本事業において研究開発を実施いただく期間は下記の通りです。これ以上の延長はできません。

- (1) 顕在化ステージ
最長1年
- (2) 育成ステージ
最長4年度

Q 2 0 研究開発に係る打ち合わせのための旅費は、支出できるか。

A 2 0 研究開発を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、支出することができます。

Q 2 1 学会への参加のための旅費、参加費を支出することはできるか。できるとすれば、どの程度認められるか。

A 2 1 研究開発の内容と直接関連する学会、又は、研究開発の成果の発表等を行うための学会への参加費及び旅費は支出することができます。必要最小限の人数で参加してください。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。

Q 2 2 ポスドクを研究開発に参加させたいが、人件費を支出することはできるか。

A 2 2 研究開発に専任として参加する場合で、実施機関とポスドクとが雇用契約を締結し、雇用関係にある場合には支出することが可能です（研究期間中のみ）。

Q 2 3 ポスドク以外の人件費は支出できるか。

A 2 3 下記の人件費については支出が可能です。

- ① 大学等における研究補助員（学生アルバイトを含む。）の人件費
- ② 企業の研究者の従事率に応じた人件費（シーズ顕在化プロデューサー（顕在化ステージの場合）またはシーズ育成プロデューサー（育成ステージの場合）を除く。）

人件費の算出にあたっては、企業内の賃金支給規則によるなどの根拠に基づき単価が設定され、さらにその根拠についての証拠書類、及び従事率を示す勤務管理簿などの証拠書類が、JSTに提出される必要があります。

Q 2 4 特許出願費は、支出できるか。

A 2 4 研究開発の成果に係る特許を出願する場合は、特許出願費は間接経費からの支出となります。また、大学が外国出願を希望する場合は、JSTが運営する「特許出願支援制度」もご活用できますので、ご相談ください。

Q 2 5 支出できない経費には、具体的にどのようなものがあるか。

A 2 5 研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は支出することができません。

- ①建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ②研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③研究開発の核心にあたる研究を第三者機関に再委託する経費（物性評価等、研究効率向上のための委託は除く。）
- ④リースの容易な設備等を購入するための経費
- ⑤関連する学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費
ただし、関連する学会への参加費、旅費は支出することができます
- ⑥研究開発に従事するポスドク及び大学等における研究補助員（学生アルバイト

含む。)以外の人件費

(A23参照)

⑦その他委託研究受け入れ側でも説明のできない経費

(例) 研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費

(重複申請の制限)

Q26 他の研究費助成制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか。

A26 申請することはできます。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ申請している場合は、申請書の「他制度への申請、実施等」欄に正確に記入してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託契約の解除となる場合があります。

なお、申請内容のうち、上記の重複申請の制限に必要な範囲において他の競争的資金の担当者(独立行政法人を含む)に情報提供を行うことがありますので、予めご了承ください。

また、産学共同シーズイノベーション化事業 顕在化ステージと育成ステージへ、同一課題又は内容で申請することはできません。さらに顕在化ステージの申請者(シーズ顕在化プロデューサーまたは研究リーダー)が、別の課題又は内容で育成ステージに申請すること、また、育成ステージの申請者(シーズ育成プロデューサーまたは研究リーダー)が、別の課題又は内容で顕在化ステージに申請することは差し支えありませんが、エフォート、過度の集中の排除等が審査され、採択できない場合もありますので、ご注意ください。

(申請書類の作成・提出等)

Q27 申請書類の提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればいいか。

A27 (電子申請)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による電子申請、申請書類の提出方法等の詳細については、同システムの研究者用マニュアルをご参照ください。

このマニュアルは、下記ホームページの「研究者向けページ」よりダウンロードできます。<http://www.e-rad.go.jp/>

(郵送書類)

提出期間終了後の申請書類の差し替えは、固くお断りします。

Q 2 8 直接持参し提出することは可能か。また電子メール、F A Xによる提出は可能か。

A 2 8 申請書類は、必ず府省共通研究開発管理システム（e-Rad）でアップロードすることで提出して下さい。一部の郵送の必要な書類についても「郵送又は宅配便（バイク便含む）※着払い不可」で提出して下さい。持参、F A X又は電子メールによる提出は一切受け付けません。なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに問い合わせ先までお知らせ下さい。

Q 2 9 申請書類の受領書は、もらえるのか。

A 2 9 申請書類の受領書はありませんが、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上でのステータスが受理となっていれば、確実に受理されたこととなります。

Q 3 0 申請書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A 3 0 直接、J S Tにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問については、メール、F A X又は電話によりお願いします。

Q 3 1 押印する様式があるが、サイン（自署）でもいいのではないか。

A 3 1 必ず押印してください。サイン（自署）のみでは、申請書類を受け付けることはできません。また、押印されていない場合は、申請書類に不備があると判断され、審査の対象とはなりません。

（申請書類の記入方法）

Q 3 2 申請書類に通し頁を付すこととなっているが、どの様式からどの様式まで頁を付すのか。

A 3 2 全ての様式（別紙を含む。）の各頁の下中央に通し頁を記入してください。

Q 3 3 各様式について記入するスペースが少ないので、フォーマットを変更してもよいか。

A 3 3 スペースを増やす場合は、必要最小限としてください。各様式の注意に示す「枠追加」等以外のフォーマット変更は行わないでください。

Q 3 4 各様式の（注）書きは、書類作成の際、削除してもよいか。

A 3 4 削除願います。

Q 3 5 「提出書類チェックシート」は、提出する必要があるか。

A 3 5 必要ありません。提出書類に不足がある場合は受理できず、要件不備として審査対象外となりますので、本紙をご活用頂き、十分ご確認の上で提出して下さい。

（審査）

Q 3 6 不採択となった場合、その理由については、J S Tに問い合わせできるか。

A 3 6 審査の結果については、採否にかかわらず申請者に対して通知する予定です。その際、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。
なお、審査期間中は、審査の経過は通知いたしませんし、お問い合わせにも応じられません。

（採択後の手続き）

Q 3 7 採択課題の選定後、研究開発を開始できる時期はいつ頃になるのか。

A 3 7 現時点では、以下を予定しています。

（１）顕在化ステージ

採択課題の選定は、3回の提出期限のうち、どの期限までに申請頂いたかによって異なります。

- ・ 第1回提出期限（平成20年4月7日（月））までに申請頂いた場合
平成20年7月以降を予定しています。
- ・ 第2回提出期限（平成20年6月9日（月））までに申請頂いた場合
平成20年9月以降を予定しています。
- ・ 第3回提出期限（平成20年8月4日（月））までに申請頂いた場合
平成20年11月以降を予定しています。

（２）育成ステージ

平成20年12月以降を予定しています。

Q 3 8 採択された後の手続きはどうなるのか。

A 3 8 採択課題選定後、J S Tより申請者（シーズ顕在化プロデューサー（顕在化ステージの場合）またはシーズ育成プロデューサー（育成ステージの場合））宛に採

択通知書が送付されます。その後、JSTと研究計画等の調整を行ったうえで、委託契約を締結し、研究開発を開始することになります。

※採択通知後、1～2週間以内を目処に今後の研究開発を進める上で必要となる事務処理等についての説明会を開催する予定です。申請者（シーズ顕在化プロデューサー（顕在化ステージの場合）またはシーズ育成プロデューサー（育成ステージの場合））には別途開催日を連絡しますのでスケジュールの確保を予めお願いいたします。

※上記事務処理説明会開催から1～2週間後に、申請者（シーズ顕在化プロデューサー（顕在化ステージの場合）またはシーズ育成プロデューサー（育成ステージの場合））より、申請書に基づく実施計画書を提出していただきます。提出後、JSTにて実施計画書の内容を確認しますが、申請書と実施計画書の内容が大きく乖離している場合は、採択を取り消すことがあります。

（取得財産の管理）

Q 3 9 取得した研究設備等の財産の所有権は、誰に帰属するのか。

A 3 9 JSTが支出する研究費により、

- ・ 大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させることが可能です。
- ・ 企業が取得した設備等の所有権はJSTに帰属し（企業には帰属しません。）、20万円以上の物品は固定資産扱いとなります。

Q 4 0 企業が取得した研究設備等の財産は、どのように扱えばいいのか。

A 4 0 当該設備等は、研究開発期間中はJSTから企業に対して無償で貸与し、研究開発終了後は固定資産税相当額で有償貸与となります。また、有償貸与期間後は企業が設備等をその時点での簿価で買い取っていただくこととなります。なお、これら設備等は、企業における善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります（研究開発以外の業務に使用することはできません。）。

（知的財産権の帰属等）

Q 4 1 研究開発により生じた知的財産権は、誰に帰属するのか。

A 4 1 研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）については、産業技術力強化法第19条の条文（日本版バイドール条項）を適用し、同法第19条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に依りて当該発明者が所属する機関に帰属します。ただし、委託機関以外の者が発明等に寄与した場合にも共同研究に参加している機関であれば、当該機関に帰属させることが可能です。ただし当該機関にも同法第19条が適用されることが前提です。

Q 4 2 研究期間終了後に成果に係る特許等を出願する場合、その帰属はどのようになるのか。

A 4 2 Q 4 1と同様の扱いとなります。

(実施管理)

Q 4 3 プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）の位置付け及び役割はなにか。

A 4 3 ・プログラムディレクター（PD）は事業全体の方針や運営等を統括します。
・プログラムオフィサー（PO）は各プログラムの運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の取りまとめを行います。

Q 4 4 実施管理は、どのように行われるのか。

A 4 4 JSTは、研究開発の期間中、プログラムオフィサー（PO）等による進捗状況管理等を行います。シーズ顕在化プロデューサー（顕在化ステージの場合）またはシーズ育成プロデューサー（育成ステージの場合）及び共同研究チームは、これに対し必要な書類の提出、調査（現地調査を含む。）にご協力いただきます。またJSTと委託契約を締結した機関は、支出を受けた研究費についての報告を定期的又は随時提出する必要があります。

(研究計画の変更)

Q 4 5 研究開発期間中に研究計画を変更したい場合はどうすればよいか。

A 4 5 研究開発期間中に研究計画の変更が必要となった場合は、速やかにJSTにご相談下さい。プログラムオフィサー（PO）と協議させていただきます。

(研究成果等の報告及び発表)

Q 4 6 研究開発の成果等についてどのような報告書を作成しなければならないのか。

A 4 6 シーズ顕在化プロデューサー（顕在化ステージの場合）またはシーズ育成プロデューサー（育成ステージの場合）には完了報告書を提出していただきます。受託機関には契約関連の各報告書を提出していただきます。

Q 4 7 成果の発表とは、具体的にどのようなことをしなければならないのか。

A 4 7 研究開発により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究開発終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前にJSTの了解を取るとともに、本事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料についてはJSTに提出してください。

(評価)

Q 4 8 研究開発の進捗状況等の報告書の提出時期、形態等については、いつ頃連絡があるのか。

A 4 8 報告書の提出時期、形態等については、研究開発開始前に行う説明会により示すこととなっています。

Q 4 9 研究期間が終了した時に達成されていなければならないことは何か。

A 4 9

(1) 顕在化ステージ

シーズ候補の顕在化の可能性を検証するためのフィージビリティスタディにより、イノベーションの創出に資することを目的としています。研究期間終了時において、新たなシーズの顕在化、及び「イノベーション創出プラン」(A-16(4)評価参照)の立案がなされていることを目標としていただきます。

(2) 育成ステージ

顕在化シーズの実用性検証の結果(例:新コンセプトデバイス試作、医薬品候補物質の選定・有用性の確認等)が示され、イノベーション創出の鍵となるものの開発のための中核技術等が構築されること。

(研究開発の中止)

Q 5 0 研究開発を途中で中止することはできるか。

A 5 0 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、実施機関の都合により途中で研究開発を中止することはできません。実施機関の都合により中止する場合、支出した研究費の返還を求める場合があります。なお、研究期間中、JSTが研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断することがあります。

(研究期間終了後の開発研究)

Q 5 1 研究開発で得られた成果の展開について、J S Tはどのように考えているか。

A 5 1 共同研究チームにおいて引き続き研究開発を進めていただくための制度として、J S Tは本事業の「育成ステージ」や独創的シーズ展開事業等を設けております。また、J S T以外の制度を活用していただき、製品化や事業化を進めていただくことができます。

(成果の実施状況報告)

Q 5 2 研究開発終了後、調査はあるのか。

A 5 2 研究開発終了後、追跡調査（フォローアップ）を行います。その他必要に応じて、実用化進捗状況の調査にご協力いただきます。

※研究開発終了後に、シーズ顕在化プロデューサー（顕在化ステージの場合）またはシーズ育成プロデューサー（育成ステージの場合）の連絡先等に変更があればご連絡下さい。

(その他)

Q 5 3 中堅・中小企業とはどのように定義されているのか。

A 5 3 申請時の資本金が10億円以下の企業を、中堅・中小企業としています。